

職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法 第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関 する省令の一部を改正する省令案の概要

令和3年7月

技能検定「眼鏡作製職種」の職種新設について（案）

1 技能検定試験の概要

- 「眼鏡作製」（眼鏡を必要とする顧客が視力補正用眼鏡等を選択し購入する際に、眼鏡店において行われる、視力の測定、レンズ加工、フレームのフィッティング等の業務に従事する職種）について、技能検定の職種に追加する。
- 検定対象については、眼科専門医との連携を含め、顧客のニーズに即した適切な眼鏡作製を行うに当たり必要な技能及び知識とし、複数等級（1級及び2級）による試験を実施する。
- 試験業務は、指定試験機関として、公益社団法人日本眼鏡技術者協会（※）が行う。
※ 眼鏡関連の唯一の公益社団法人であり、眼鏡技術者の育成に取り組むとともに、民間検定「認定眼鏡士試験」を平成12年より実施。

2 職種新設の背景・理由等

- 眼鏡作製については、高齢化に伴う目の衰えやスマートフォン等の普及による特に子どもの視力の低下等への対応が求められるなど顧客のニーズが多様化・高度化しており、適切な眼鏡作製を行うに当たって、高度な技能や専門的知識が一層必要とされ、当該技能を有する人材に対する継続的な需要が見込まれるところ。
検定範囲等については、職種新設に当たり、関係する団体間で主に次のような整理が行われ、国民により良い眼鏡を提供し、目の健康を守れるよう、眼鏡技術者が眼科専門医と連携しつつ技能を高めていくものとすることとしている。
 - ・ 検定対象とする視力の測定の範囲を、医行為に当たらない内容とすること
 - ・ 目の疾患が疑われる場合、幼児等に作製する場合及び初めて眼鏡を作製する場合において、眼科医への紹介等眼科医と連携すること
 - ・ 試験問題の作成等を担う技能検定委員に日本眼科医会及び日本眼科学会が推薦する眼科専門医も選任すること

3 申請内容の審査

- 本年4月、(公社)日本眼鏡技術者協会から「眼鏡作製職種」に係る指定試験機関の指定申請を受理。
- 申請内容について、職業能力開発専門調査員からは「職種新設・指定試験機関の指定は適当」との御意見。

4 今後のスケジュール

- 職種新設に係る改正省令等は、令和3年8月に公布、同日施行予定。
- 眼鏡作製職種の第1回試験は、令和4年4月に学科試験、同年7月から9月にかけて実技試験を実施予定。